

## 苫小牧市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、苫小牧市（以下「市」という。）とする。

### (用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、市に住所を有する同表の「対象者」欄に掲げる児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

ただし、対象者については、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならないものに限る。

### (給付の申請)

第4条 用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- (2) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付診断書
- (3) 対象者の属する世帯の所得税の課税状況を確認できる書類
- (4) 給付を希望する用具の見積書及び詳細がわかる資料（カタログ等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地調査し、速やかに調査書（別記第2号様式）を作成するものとする。

### (給付の決定及び用具の給付)

第5条 市長は、前条の申請書類及び調査書の内容を審査の上、用具給付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（別記第3号様式）及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（別記第4号様式。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書（別記第5号様式）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

3 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

4 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう、経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

(利用者の費用負担)

第6条 用具の給付決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の購入に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の規定により利用者が負担する費用の額は、別表2に定める額とする。ただし、当該用具の給付に要する費用の額が同表に掲げる額に満たない場合は、当該給付に要する費用の額とする。

3 同一の月内に2以上の種目の用具を同一の利用者に給付する場合においては、これを1の給付とみなし、前2項の規定を適用するものとする。

4 利用者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前各号の規定により負担することとされている額を支払うものとする。なお、原則として、負担する額は日常生活用具の引渡しの日に直接業者に支払うものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 市長は、当該用具が適正に納品されたことを確認した時は、用具を納付した業者からの請求に基づき、当該用具の購入に要した額から前条の規定により利用者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

2 前項に規定する費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

(台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。